

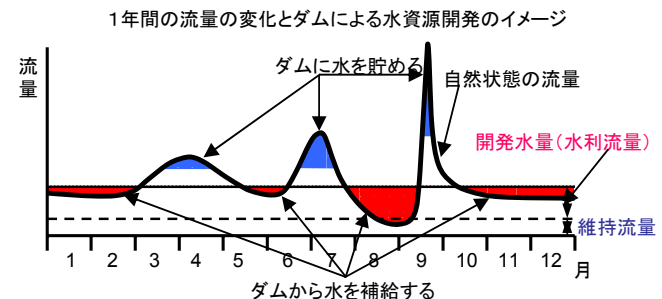
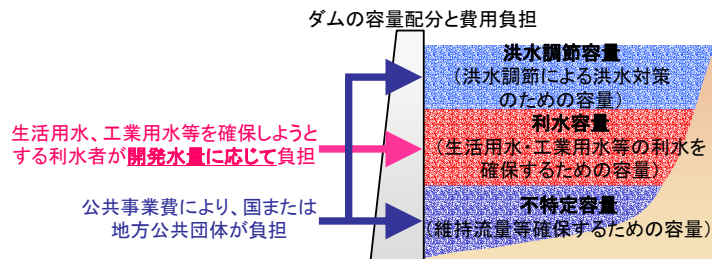
# 第1回水マネジメント懇談会

参考資料

平成15年 4月23日

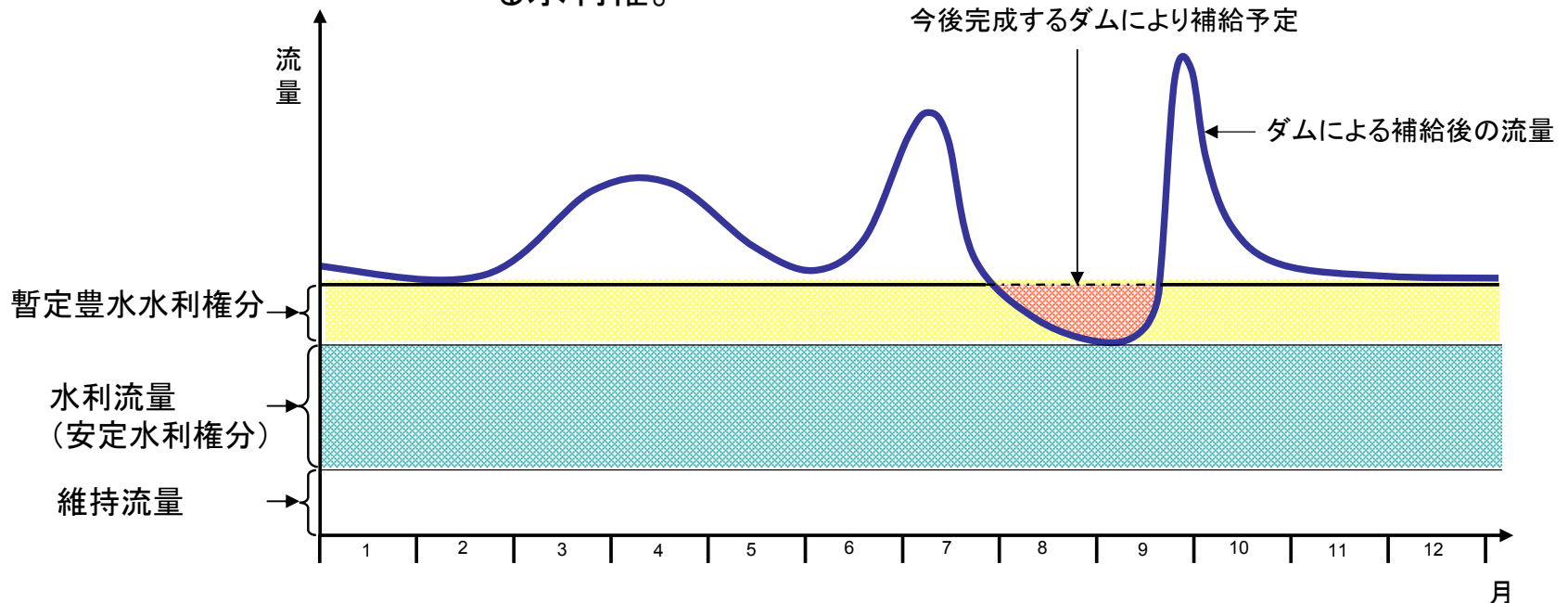
# 用語集

- ➡ **開発水量**・・・ ダム等水資源施設によって新たに利用可能となる河川水量。
- ➡ **水利流量**・・・ 定められた地点より下流における流水の占用のために必要な流量。
- ➡ **維持流量**・・・ 舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護等を総合的に考慮し、専ら流水の正常な機能の維持の目的で確保されるべき流量。
- ➡ **確保流量**・・・ 河川を適正に利用し流水の正常な機能を維持するために、ダムからの補給を伴って確保する流量。



# 用語集

- 安定水利権・・・ 取水が安定的に継続可能な水利権。ダム等の補給を受ける場合には、確保流量の範囲内であることにより許可された水利権。
- 暫定豊水水利権・・・ 緊急暫定的に用水を必要とする場合、例えば、ダム等の建設により水源が安定的に確保されるまでの間、河川の流量が一定量を超える場合に限り、暫定的に取水することができる水利権。



# 用語集

- ▶ 取水制限・・・ 渇水時において、関係利水者間の調整に基づき、河川からの取水量を減少させることを言う。なお、河川管理上は取水制限の期間を一般的に渇水と言っている。
- ▶ 利水者・・・ 発電、水道、かんがい等を目的として河川水を利用（取水、貯留）する権利（水利権）を有する者を言う。
- ▶ 利水安全度・・・ 利水安全度とは、河川水を利用する場合における渇水に対する取水の安全性を示す指標であり、一般に何年に1度の規模の渇水に対してまで安定的に取水可能かを示している。我が国ではダム等水資源開発施設の計画に当たっては、一般に10年に1回程度発生する規模の渇水を対象に安定した取水が行えるよう計画されている。

# 水利権について

取水予定地点における10カ年の渇水流量※の最小値(基準渇水流量)から既得水利権量及び河川管理上必要な流量(維持流量)を控除した残りの流量の範囲内である場合に、新規に流水の占用が許可される。

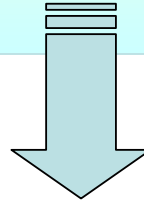
※渇水流量: 年間を通じて355日を下回らない程度の流量値

## ●水利権

➡ 河川の流水を占用(排他的・継続的に使用)する権利

## 流水の占用の許可

流水の占用の許可は、公物の構成要素である流水について、特定の者に対して水利権を設定する行政行為であり、公物使用権の特許である。



流水の占用の許可は、河川法第23条により、河川管理者（原則として、1級河川は国土交通大臣、2級河川は都道府県知事）が行う。

## 河川法に基づく渇水時の水利調整

異常な渇水により許可に係る流水の占用等(水利使用)が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、河川法第53条により、水利権者は、相互に他の流水の占用等を尊重しつつ、その調整について必要な協議を行う。

- 河川管理者は、調整に関して必要な情報の提供に努め、必要に応じて、斡旋、調停を行う。

# 渇水時における水利調整の進め方

渇水調整に当たり、河川管理者は、渇水調整協議会を設立するよう指導している。

協議会の組織・・・ 関係利水者(水道、農業、工業各用水、発電)、関係都道府県、関係行政機関、地方整備局

協議会の協議事項・・・ 水利調整の時期・方法、流水の占用の実態、合理的な水利用の方策等

河川管理者による助言・・・ 自主的協議の助長、自主的協議が調わない場合には、渇水調整案の提示等の助言